

# 千葉県税政連

第52号

平成26年10月1日  
題字／井桁和夫顧問

千葉県税理士政治連盟  
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-16-12  
電話 043-243-1526 FAX 043-243-1553  
メールアドレス c-kenren@zeiseiren.chuo.chiba.jp  
URL <http://www.zeiseiren.chuo.chiba.jp>  
本誌は、ホームページでもご覧いただけます。  
発行人／会長 富澤康人 編集人／広報委員長 野田洋子

## 第46回定期大会 税制改正重点要望事項決定

第46回定期大会  
千葉県税理士政治連盟



# 第46回定期大会を終えて

千葉県税理士政治連盟 会長 富澤 康人



秋も深まって  
まいりました  
が、会員の皆様  
は如何お過ご  
しですか。

本年4月消費  
税率が5%から  
8%に引き上げ

られ、日本経済の動向は駆け込み需要  
の反動で足踏み状態になっており、多く  
の顧問先の営業状態も厳しい現状が続  
いている事と思われます。

このような中、8月8日に開催いたしま  
した定期大会には、各支部より大勢の  
会員の皆様にご出席いただき、心より御  
礼申し上げます。

上程いたしました全ての議案は、ほぼ  
全員のご賛成をいただき、可決成立いた  
しました。

平成25年度の事業活動を振り返りま  
すと、税理士法改正に向けての活動が  
中心となりました。10月22日に行われた  
国会陳情に際しては、219名という今ま  
でない大勢の参加をいただきましたこと、各  
支部の役員の皆様、そして後援会  
の皆様に、心から感謝申し上げます。他  
の単位会の会長・幹事様より、「千葉県  
の後援会活動は素晴らしい」と言う

お褒めの言葉をいただきましたことを  
申し添えます。

さて、今後に向けての活動について  
申し上げます。

平成26年度の活動の中心は税制改正  
要望となります。政府は法人税率の引き  
下げを目指し、それに伴う税源不足の一  
部を中小企業への課税強化に求めてい  
る様です。具体的には、繰越欠損金の  
控除制度の見直しや外形標準課税の導  
入であり、その結果は、利益の出ている  
企業には減税、利益の出ていない企業  
には増税となることが想定されます。ま  
た消費税の軽減税率の採用が俎上にの  
ぼっておりますが、これは中小企業の事  
務負担の増加に繋がります。

本大会6号議案に上程しました決議  
文の中には、「…我々は、税制改  
正に際し中小企業に過重な負担をもたら  
すことの無いよう強力な運動を展開  
する。」ことを目指して参ります。後援会  
の皆様にも、一層のご協力をお願いい  
たします。

最後に、組織の拡大なくして強力な  
活動はできません。各支部の役員の皆様  
には、一人でも多くの会員に加入してい  
ただける様、勧奨に更なる努力をお願い  
申し上げます。

# 平成 25 年度運動経過報告

千葉県税理士政治連盟 幹事長 町田 茂



第46回定期大会は、多数の会員の出席のもと、また多くのご来賓のご臨席を賜り、盛大に開催することができました。

平成25年度の税政連活動は、税理士法改正に向けての活動に終始しました。税理士法改正要望は、日本税理士会連合会の最大の課題であり、まさに全国的な取り組みであったと思われます。とりわけ改正要望の中でも公認会計士に係る資格付与等については、他組織に影響を及ぼすこととなるため、多くの国会議員にその必要性とあるべき姿について理解を得るべく、あらゆる機会を通じて接触を図ってきたところであります。

平成25年10月22日、過去最大となる219名の会員の参加をもって、千葉県選出国会議員28名に対する国会陳情を行ったことが代表的な活動であり、各議員の後援会もまた陳情を行って参りました。その結果、平成26年3月20日参議院において、税理士法改正は可決されました。この間、多くの皆様に運動へのご協力をいただきましたこと、改めて感謝を申し上げます。

税理士法改正以外の運動経過の内容

につきましては、すでに広報誌等を通じてご報告をしているところですが、日常的な渉外活動は117回を数えます。千葉県税政連は、国会議員は勿論、多くの関係団体等にも組織そのものが評価されていることは紛れもない事実であります。税制改正を筆頭に多くの要望は、税理士会(日税連)の作成したのですが、制度上、税理士会には政治活動に制約があることを念頭に置き、これからも税政連活動へのご理解とご協力をお願いするものであります。

税政連活動の必要性について、あえて触れておきます。

われわれ税理士に与えられた社会的な責務を全うするためには、関連する法律の制定や改廃に関わらざるを得ません。そのためには、立法府に働きかけ、議決権を持つ国会議員の理解と協力を得ることが必要となります。これは、行政機関に提出する「建議等」の枠を超えて、ここに政治活動が生ずることとなります。これまで多くの要望が実現されましたが、いずれも継続的な活動が必要であることは言うまでもありません。

今後ともお互い知恵を出し合い、税政連活動へ積極的にご参加いただけますようお願い申し上げます。

## 第46回定期大会開催

千葉県税理士政治連盟は、平成26年8月8日（金）午後1時より、オークラ千葉ホテルにおいて第46回定期大会を開催した。

当日は来賓に木村義日本税理士政治連盟副会長、内藤信子東京税理士政治連盟会長、鳩岡恒篤東京税理士政治連盟幹事長、池田兼男東京地方税理士政治連盟会長、藤田素明東京地方税理士政治連盟幹事長、前嶋修身関東信越税理士政治連盟副会長、濱田茂神奈川県税理士政治連盟会長、鈴木崇晴神奈川県税理士政治連盟幹事長、小倉恵一山梨県税理士政治連盟会長、深沢邦秀山梨県税理士政治連盟幹事長、井戸本泰次近畿税理士政治連盟幹事長、長末啓輔東北税理士政治連盟会長、高田住男千葉県税理士会会长他関係諸機関の役員を迎え、会員248名が出席した。

岩立和雄会員の司会により、藤森強副会長の開会宣言、富澤康人会長のあいさつに続いて、議長に川島幸美会員（成田支部）、増嶋英昭会員（千葉南支部）が選任され、議事に入った。議案は上程された全6議案を審議し、特段の質疑もなく、いずれも賛成多数で可決承認された。

休憩の後、感謝状贈呈が行われ、受賞者を代表して曲山博会員が感謝状を受けた。その後、来賓祝辞があり、白戸利行副会長の閉会宣言をもって、定期大会は終了した。

### 【開会宣言】

藤森 強 副会長



### 【議長選任】

議長 川島 幸美 会員（成田支部）

議長 増嶋 英昭 会員（千葉南支部）



### 【司 会】

岩立 和雄 会員



### 【議事録署名人】

今村 洋一 会員（東金支部）

伊藤 寿洋 会員（東金支部）

### 【議事録書記】

上村 彰男 会員（茂原支部）

白井 浩介 会員（茂原支部）



## 【議案審議】第1号議案

平成25年度運動経過報告承認の件  
町田 茂 幹事長

承認可決



## 第5号議案

役員選考委員会委員決定の件  
(P9役員選考委員名簿参照)

承認可決

## 第6号議案 大会決議採択の件

承認可決



## 第2号議案

平成25年度収支決算承認の件  
佐々木 稔 財務委員長

承認可決



## 【感謝状贈呈】曲山 博 会員



## 【監査報告】北村 千秋 会計監事



## 【感謝状贈呈者名簿】

税理士による椎名一保後援会

会長 町田 茂

幹事長 曲山 博

税理士による船橋市政を考える会

会長 村松 忠義

幹事長 平野 武一

## 第3号議案

平成26年度運動方針  
及び組織活動方針決定の件

承認可決

## 第4号議案

平成26年度収支予算決定の件

承認可決

## 【閉会宣言】白戸 利行 副会長



**【来賓挨拶】**

櫻田 義孝  
衆議院議員(自民党)



富田 茂之  
衆議院議員(公明党)



田嶋 要  
衆議院議員(民主党)



水野 賢一  
参議院議員(みんなの党)



高田 住男  
千葉県税理士会会长



木村 義  
日本税理士政治連盟副会長



内藤 信子  
東京税理士政治連盟会長



池田 兼男  
東京地方税理士政治連盟会長

## 国政報告会

定期大会終了後、国会議員等15名の出席のもと、鈴木慶夫国会対策委員長の司会により国政報告会が開催された。出席の国会議員からは、日頃の支援に対する感謝の言葉と各議員の取り組み等の報告があった。桑原盛一副会長の閉会のあいさつで終了した。

### 【司 会】

鈴木 慶夫  
国会対策委員長



### 【閉会挨拶】

桑原 盛一  
副会長



### 【議員紹介】

(写真掲載は受付順)



田嶋 要 衆議院議員  
民主党(千葉1区)



水野 賢一 参議院議員  
みんなの党(全県)



櫻田 義孝 衆議院議員  
自民党(千葉8区)



石井 準一 参議院議員  
自民党(全県)



白須賀 貴樹 衆議院議員  
自民党(千葉13区)



菌浦 健太郎 衆議院議員  
自民党(千葉5区)



渡辺 博道 衆議院議員  
自民党(千葉6区)



松戸 徹  
船橋市市長



門山 宏哲 衆議院議員  
自民党(南関東比例)



谷田川 元  
前衆議院議員



猪口 邦子 参議院議員  
自民党(全県)



小林 鷹之 衆議院議員  
自民党(千葉2区)



小西 洋之 参議院議員  
民主党(全県)



奥野 総一郎 衆議院議員  
民主党(南関東比例)



浜田 靖一 衆議院議員  
自民党(千葉12区)

## 懇親会

国政報告会に引き続き、小島紀子・権淑香両会員の司会により懇親会を開催した。

高梨恒弘副会長の開宴の挨拶に続き、富澤康人会長から大会の無事終了のお礼の挨拶の後、前嶋修身関東信越税理士政治連盟副会長、井戸本泰次近畿税理士政治連盟幹事長、長末啓輔東北税理士政治連盟会長、濱田茂神奈川県税理士政治連盟会長、小倉恵一山梨県税理士政治連盟会長の挨拶と続き、上村文明千葉県税理士協同組合副理事長の乾杯により歓談となった。国会議員等及び秘書を含めた多数のご来賓の出席があった。最後に、山下秀文副会長の中締めをもって盛会裏に閉会した。



**【開会挨拶】**  
高梨 恒弘 副会長



前嶋 修身  
関東信越税理士政治連盟  
副会長



井戸本 泰次  
近畿税理士政治連盟  
幹事長



長末 啓輔  
東北税理士政治連盟  
会長



濱田 茂  
神奈川県税理士政治連盟  
会長



小倉 恵一  
山梨県税理士政治連盟  
会長



森 英介  
衆議院議員  
自民党(千葉11区)



長浜 博行  
参議院議員  
民主党(全県)



田沼 隆志  
衆議院議員  
次世代の党(南関東比例)



西田 讓  
衆議院議員  
次世代の党(南関東比例)



熊谷 俊人  
千葉市市長



**【会長挨拶】**  
富澤 康人  
会長



**【司会者】**  
小島 紀子 会員  
権 淑香 会員



**【乾杯】**  
上村 文明  
千葉県税理士協同組合副理事長



**【中締め挨拶】**  
山下 秀文  
副会長

## 役員選考委員会委員名簿

役 職	氏 名	支 部	役 職	氏 名	支 部
会 長	富澤 康人	柏	支 部 長	曲山 博	東 金
支 部 長	佐藤 忠雄	千葉東	支 部 長	神村 彰男	茂 原
支 部 長	工藤 一彦	千葉西	支 部 長	古宮 広明	木更津
支 部 長	増嶋 英昭	千葉南	支 部 長	相樂 行孝	館 山
支 部 長	佐藤 伸吾	成 田	顧 問	高山 友二	東 金
支 部 長	成瀬 三義	松 戸	顧 問	井桁 和夫	千葉東
支 部 長	戸栗 伸	柏	顧 問	押尾 晃	茂 原
支 部 長	後藤 晃司	市 川	顧 問	横畠 靖明	成 田
支 部 長	江原 弘高	船 橋	相 談 役	石井 幸夫	千葉東
支 部 長	藤田 光敏	佐 原	相 談 役	齊藤 正美	松 戸
支 部 長	齊藤 英樹	銚 子	相 談 役	秋葉 芳秀	東 金

以上22名

### ※規約 第26条

- 1.役員選考委員会の委員は、役員改選直前の大会において、本連盟の会員のうちから選任する。
- 2.役員選考委員会は、改選の年の1月31日までに役員の候補者を選ばなければならない。
- 3.役員選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

## 主要会務

(平成26年7月～平成26年9月)

8月 8日(金)	第46回定期大会	オー克拉千葉ホテル
8月22日(金)	第1回役員選考委員会 第2回支部長会幹事会合同会議	千葉県税理士会館
9月10日(水)	本会第2回理事会	千葉県税理士会館
9月25日(木)	日本税理士政治連盟定期大会	ホテルオークラ東京

税理士業界は毎年の税制改正に際して、行政に対して建議を行い、国会に対しては陳情を行っています。これは、税理士が税務の専門家として「納税者のための租税制度を確立」することを、社会的な使命としているからです。

この要望書は、税務に関する専門家としての立場から、国民的な視点に立って税理士の総意として取りまとめたものの中から、千葉県税理士会と千葉県税理士政治連盟が「平成27年度税制改正重点要望事項」とした5項目です。

## 平成27年度税制改正に関する要望 (特に重要な5項目)

### 《消費税関係》

#### ◎消費税の単一税率を維持すること

**【理由】** 社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成のための社会保障と税の一体改革の一環として、消費税率(地方消費税率を含む。)は平成26年4月より8%に引き上げられ、さらに平成27年10月には10%への引き上げが予定されている。

消費税については、高所得者は所得に対する消費税の負担割合が低くなり、低所得者の所得に対する消費税の負担割合が高くなるという、いわゆる逆進性の問題が指摘されている。この問題の解決策として、軽減税率の導入が検討されており、平成26年度税制改正大綱には「『社会保障と税の一体改革』の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する」と明記されている。

しかし、消費税の軽減税率制度は、次に掲げる理由により導入すべきではない。

(1)軽減税率により税収が減少すると財政再建が損なわれることとなり、税収を補てんするために、標準税率をさらに引き上げるか、社会保障給付を抑制等することが必要となる等。

(2)仮に軽減税率が導入されることとなった場合においては、対象品目の絞り込み及び明確な線引きについて慎重かつ十分に検討するとともに、インボイス制度に関しても中小企業の事務負担に配慮した制度を検討する必要がある。さらに、導入

後の早い段階においてその導入による効果と影響を検証し、軽減税率の廃止を含めた制度の見直しを行うべきである。

### 《地方税関係》

#### ◎外形標準課税制度は中小企業には導入しないこと

**【理由】** 事業税の外形標準課税は、事業に対する応益課税としての事業税の性格の明確化、都道府県の税収の安定的確保、さらに赤字法人に対する課税の適正化に資するため、資本金の額1億円超の法人に対して導入された。政府税制調査会では法人税改革が議論され、法人税率の引き下げに伴う法人住民税の減収を補う財源として、中小企業に対する外形標準課税の導入が検討されている。外形標準課税を中小企業に導入することは、地方自治体における税の執行の問題や担税力のない欠損法人の経営を圧迫する問題、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになる。

したがって、担税力に乏しい中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきでない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

### 《法人税関係》

#### ◎欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと

**【理由】** 大企業及び中小企業の欠損金の控除限度額は、繰越控除前の所得金額のそれぞれ80%及び100%相当額とされ、その繰越控除期間はいずれも9年となっている。この控除限度額を一律に50%に縮減してはどうか等の意見があるが、財政上の要請があるとしても、内部留保が相対的に乏しい中小企業については、現行の制度を維持すべきである。

なお、欠損金が生じた事業年度分については、帳簿書類の保存が要件となっており、控除限度額を縮減した場合には、繰越控除期間の延長が必要となる。この場合には帳簿保存期間も同様に延長され、企業の負担が増大することに留意が必要である。

## 《納税環境整備関係》

### ◎IT化の進展に合わせ電子申告の利用促進・ 利用維持のための環境整備等をすること

**【理由】** (1)e-TaxとeLTAXの統一的な運用を行うとともに、受付時間の拡大を図ることにより、納税者の事務負担の軽減と行政事務の効率化を図るべきである。

また、受付時間外にあっても、ポータルサイトからのソフトウェアのダウンロードやPCdesk起動時のバージョンアップ、申告書等の作成、データの受け取り、メッセージボックスの確認といった作業が可能となるよう、システムを変更すべきである。

(2)電子申告の利便性向上のため、必要とされる添付資料についてもPDFやその他の方法による電子送信を可能にすべきである。

上記環境整備とともに、法の見直しも必要である。

国税通則法では、税務署長に申告書等を提出する者は代表者の氏名等を記載し、押印すべきと規定され、法人税法では自署押印が定められ、地方税にも同様の規定が置かれている。

また税務代理の場合について、税理士法にも本人等及び税理士等の署名押印義務が定められている。ところが、e-Tax及びeLTAXにおいて、自署押印等は当然に電子署名となり、また税理士等による代理送信等においては税理士等の電子署名のみで可能となっている。

電子申告等が普及しつつある今日、自署押印等の手続きについて、紙ベース及び電子ベースのいずれにも適合するよう、抜本的に改める必要がある。

## 《震災対応税制》

### ◎震災特例法に追加措置を行うこと

#### 【理由】 (1)災害損失控除の創設

現行の雑損控除は、災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合に、課税所得の計算上、差引損失額から総所得金額等の10%を控除した上で、雑損控除から行うこととされている。

しかし、①災害による損失は、通常、盗難又は横領による損失よりも多額になること、②激甚災害の場合は、被災地域の経済地域の経済基盤が回復するまでには相当の期間を要すること、③災害による損失額を最大限に勘案することは、被災者のみな

らず納税者の理解と納得が得られると考えられること等の観点から、雑損控除から災害による損失を独立させて災害損失控除とすべきである。その際には、所得控除の中における控除の順序についても考慮することが必要である。

なお、今般の災害では資産損失だけではなく、避難のための移転やそれに伴う災害関連費用が長期的に発生している。これらの支出についても災害損失控除の対象とすることが適当である。

#### (2)原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

放射能、風評被害等に対する損害賠償金の多くは課税対象とされるが、復旧・復興の遅れから、収入と支出の時期が不一致となる事例も多い。

したがって、損失と収入を対応させるための措置や所得を平準化させるための措置を講ずることが必要である。特に課税される収益補償金の賠償金の処理については、例えば、次のような措置が考えられる。①原発問題解決目標である10年間にわたり災害特別勘定(損害賠償金を限度とする。)を設定し、課税の繰り延べを行う。②10年間の各事業年度において生じた欠損金は特別勘定と相殺する。③10年経過時において、欠損金と相殺されていない特別勘定残額は、経過後の事業年度から10年間にわたって益金に算入する。④10年を経過する事業年度までの各年度において設備投資をした場合には、特別勘定残額を限度として圧縮記帳を認める特例を制定する。⑤既に課税済みの事業者に対しては、この特例についての追溯適用を認める措置を講ずる。

#### (3)東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

東日本大震災の被災県においては、「東日本大震災復興特別区域法」が施行されているところであるが、復興の歩みが遅れている。これは、事業者における将来に対する不安感が払拭しきれないことが大きな要因となっているものと想定される。同法は、東日本大震災からの復興円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に掲げていることから、産業集積・雇用機会の拡大もさることながら、①適用区域の限定及び集積業種の限定を解除すること、②適用対象資産の範囲を拡大することにより、適用しやすい制度に改正すべきである。

# 税理士政治連盟への 加入のお願い -目標は全員加入です-

千葉県税理士政治連盟 組織委員会 委員長 齋藤 克己



千葉県税理士政治連盟は、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、税理士の社会的役割の

重要性に鑑み、納税者のための民主的税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的としています。(千葉県税理士政治連盟規約 第3条)

税政連は税理士の政治団体として、税理士会の建議項目や各種の要望を実現するため、国會議員に対する陳情や後援などの活動をしています。

これらの政治活動は、税理士自らの利害を超えた活動と高い評価を戴いており、税制改正において「同族会社役員報酬の所得控除の損金不算入制度(法人税法第35条)」の廃止や、「更正の請求のできる期限の延長」を、平成26年3月には税理士法の改正が実現し、著しい成果を挙げております。

これはひとえに、税政連の活動に対

する国民からの信頼が、税理士業界の主張を貫徹させたものと自負しております。

税政連は、今後も引き続き税理士会の要望や、国民の意見を各種法律に反映させるため、その活動に邁進してまいります。

しかしながらこの活動を展開するためには、税理士皆様のご協力が是非とも必要です。

活動の成果は税理士会、すべての税理士が等しく享受できるものであります。

千葉県税理士政治連盟に加入されていない税理士の方には、税政連の役割、趣旨をご理解され、是非この機会に加入していただき、かつ会費の納入(月額千円)をお願い申し上げます。

ご加入のお申し込みは、千葉県税理士政治連盟事務局(TEL/043-243-1526)または、税政連各支部長までご連絡ください。

# 東海寺 布施弁天

真言宗豊山派の寺院。山号は紅竜山。本尊は弁財天。浅草寺弁天堂、江島神社とともに関東三弁天のひとつに数えられ、地名から布施弁天とも称されます。

■創建年 伝・807年(大同2年) ■開基 伝・空海、嵯峨天皇(勅願)

## 布施弁天境内案内図



## 布施弁天の参拝時間について

### ■午前6時～午後6時

※午後6時になりますと本堂のシャッターが自動で閉まります。  
(それ以外の時間でもご自由に参拝していただけます。)

### ■御守授与所 午前9時～午後5時

## 〈平成26年～平成27年行事のご案内〉

12月31日	鐘つき	23:45～
元朝祈祷		深夜0:00/1:00/2:00
祈祷	1月1日～7日	午前9:00～午後4:00 (1時間毎)
1月 1日	獅子舞	9:30～
2日	奉納呼魂太鼓	12:20～
3日	獅子舞	9:30～
10日	(初巳)厄除け祈祷	
15日	月例祈祷	11:00～
2月 2日	弁天様の福豆まき	13:30～/15:30～

## ご祈祷の内容

家内安全/商売繁盛/厄除け  
交通安全/身体安全/社運隆昌  
赤ちゃん初参り/七五三参り 各種

## ご祈祷のお申込み・厄除けのお申込み

- 土・日・祝日はAM10時～PM4時まで随時受付中です。  
直接総受付までおいで下さい。尚、当日は申込用紙にて詳しくご記入下さい。
  - 平日ご希望の方はお電話にて予約をして下さい。
- 電話番号 04-7131-7317  
所在地 千葉県柏市布施1738  
※布施弁天専用駐車場は無料です。  
<http://www.fusebenten.com/>



顧問先と会計事務所のNextへ



# 低成本で 独立して、 大きく飛躍。

全国8,400会計事務所への会計システム導入実績を誇るMJSが、税理士の方々の開業、独立を支援するACELINK NX-Pro月額使用料パック。財務・税務のプロのための会計事務所業務システムを、初期使用料を抑えて低価格で利用できます。開業間もない税理士の方、開業予定の税理士の方に最適です。

財務・税務のプロフェッショナル・ツールを低価格で提供

MJS イメージキャラクター：菊川 恵

**ACELINK  
NX-Pro®**

**開業支援月額使用料パック**

● 基本ソフトをワンパックで提供!

「会計大将」を中心に、決算内訳書、減価償却、消費税申告、法人税申告、所得税確定申告書、年末調整、申請・届出書作成、電子申告書を基本システムとしてパッケージ。会計事務所の業務・運用に合わせてご利用いただけます。

● アプリケーションの追加がOK!

経営分析、経営相談など、経営者からの高度な経営指導ニーズへ対応し、意思決定の迅速化と会計事務所のサービス強化を図れるACELINK NX-Pro追加アプリケーションも豊富にラインアップしています。

● 電話サポートなど保守サービスが充実!

電話による24時間365日サポート、プログラム更新、webサポート、ハードウェアヘルプデスクをはじめ、最新税務情報の提供など様々なサービス体制で安心の事務所経営を強力にバックアップします。

※初期費用として、ベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額費用として「ACELINK NX-Pro月額使用料パック」使用料および保守サービス(TVS)料が必要になります。※インターネット環境が必要になります。※顧問先数が10件または20件以下であることが必要になります。

詳しくは今すぐ [ACELINK NX-Pro](#)

ACELINK NX-Pro

“事務所経営の最適化”を支援する会計事務所版ERPシステムです。  
製品名のNXは「NEXT(次世代)」、Proは「Professional(専門家)」の略であり、  
次世代の会計事務所を強力に支援することを意味します。

●ACELINK NX-Proは株式会社ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



**MJS**

株式会社ミロク情報サービス

東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

**千葉支社**

〒260-0015 千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル 8F  
**TEL.043-225-0369**



おかげさまで創立40周年



# ご存知ですか、全税共のことを。

全税共はV I P・年金の普及を通じて  
税理士業界、関与先、社会公共の発展に寄与しています。

本共栄会は、昭和49年の設立以来、  
V I P大型総合保障制度と全税共年金の普及によって  
税理士業界の発展と関与先の永続的繁栄に貢献するとともに、  
学術・地域文化の振興支援を通じて、広く社会公共の発展に寄与しています。



## 《全税共の事業》

### V I P大型総合保障制度

#### 経営者大型保険

経営者に万一のことがあったとき、最高2億円の大  
型保障で企業をしっかりとガードします。

#### 経営者保険総合プラン

定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で  
経営者・社員の生活を守ります。

#### 経営者スーパープラン

ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を  
始め、医療保険全般が揃っています。

#### 団体所得補償保険

就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補  
償(最長1年間もしくは2年間)します。

#### 新・団体医療保険

入院一日目から補償。一入院最高120日を補償(通  
算1000日)します。

#### 全税共年金

税理士とその関与先のための公的年金を補完する  
拠出型企業年金保険。積立は月々1万円からOK!

#### 文化事業

#### 全税共文化サロンの運営

#### その他の事業

#### P E T・人間ドック医療機関の紹介

健康相談・セカンドオピニオンサービス

介護無料相談サービス

ホームセキュリティサービス

みまもりサポートほか

## 《設立の経緯》

昭和49年11月に全国の税理士とその関与先等関  
係者の福祉共済、経済的地位の向上を図ること等を  
目的に、全国組織の福祉共済団体として設立されま  
した。以来『3つの基本理念』を旗印に、主要事業で  
あるV I P大型総合保障制度や全税共年金の普及  
を通じて、税理士業界と関与先の繁栄に貢献してい  
ます。

## 《3つの基本理念》

- 1) 関与先企業の繁栄に貢献する。
- 2) 提携企業との共栄を図る。
- 3) 税理士業界の発展に寄与する。

## 《社会貢献活動》

#### 税や税制に関する民間シンクタンク

公益財団法人日本税務研究センターの運営支援  
を通じて、同財団が行う学術・研究活動を支援して  
います。

#### 地域文化の振興支援

公益財団法人全国税理士共栄会文化財団の運営  
支援を通じてメセナ活動を行っています。

#### 電話による税の無料相談サービス

日本税理士会連合会と公益財団法人日本税務研  
究センターが共催する税務相談室への財政支援  
を通じて、税の無料相談サービスを提供しています。

# 税理士とその関与先のための 全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03-5740-8331(代) FAX 03-5740-8333

全税共の事業はホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>



日本税理士協同組合連合会は、  
各種事業を通じて、  
組合員事務所の繁栄を応援しています。  
ご活用下さい、日本税協連の事業！

#### 千葉県税理士協同組合

千葉市中央区中央港1丁目16番12号  
電話 043(247)6250

### 日本税協連の主な事業

**福利厚生事業**

日本税協連福祉会 割安な掛金で大きな保障 新しく愛称ができました

**生命共済制度「優YOUプラン」**

全国の組合員と事務所職員を対象に、税理士業界のスケール  
メリットを活かした“事業所一括加入型”的団体定期保険

ご加入コース	200万円～1,000万円／100万円単位					
1,200万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円

新規ご加入70歳まで／ご継続80歳まで  
月額掛金は、男女別、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

**家族特約付医療保障共済制度**

『生命共済制度』の加入者を対象にした、団体型の家族特約付医療保障保険  
疾病・不慮の事故で継続5日以上の入院の場合、入院給付金が支払われます。

給付種類 (1日につき)	3,000円	4,000円	5,000円	10,000円
-----------------	--------	--------	--------	---------

ご加入69歳まで  
月額保険料は、年齢群団別になります。詳しくは資料請求を。

**共同購入事業**

日本税協連の  
**オンライン書籍販売 e-hon サービス**

組合員には、1割引で販売

専門書、一般書、雑誌、  
CD・DVDなど約280万点

税理士協同組合所属の税理士会員なら、どなたでも  
ご利用いただけます。

※ 登録には共通ID(zeikyo)、PW(h80322)が必要です。



**教育情報事業**

**日本税協連NEWS**

毎月15日発行の日税連会報  
「税理士界」に掲載

日本税協連では 東北産品 ショッピングモール で 東北の事業者を 応援しています。

一人一品の購入で東北を元気に！ 関与先にもお勧め下さい。

東北の復興はまだ途上です。引続いてのご協力をお願い申し上げます。



日本税理士協同組合連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 4階 TEL. 03-5740-0920 FAX. 03-5740-0921  
<http://www.nichizei.or.jp/>